

## 麦生産性向上事業 Q & A

|   | 問  | 答   |
|---|--|---|
| 1 | 指導・助言の対象は令和8年産か9年産かそれとも両方か。  | <p>指導・助言の対象となるのは、事業実施期間中に行われる取組であり、麦の年産は問いません。</p> <p>ただし、助成の対象となるのは令和8年産の作付面積となります。</p>  |
| 2 | 指導・助言は原則対面とあるが、例えば対象者が50名いて研修会を開催したところ30名が参加、残りの者は資料送付等で対応した場合、対面と資料送付を併用したということで助成対象として問題無いか。 | <p>本事業は、各産地ごとの課題を改めて検討いただき、それを産地の生産者にも共有、課題解決に向けて産地ぐるみで取り組んでいただくことで、生産性の向上を図ることを目的としており、生産者への「対面」による指導・助言を事業の重要な要件としています。</p> <p>このため、対象の方全員が対面での指導・助言を受けていただく必要があります。対面での指導・助言を受けられなかった方については、その作付面積分は助成対象とはならず、額の確定時に減額となりますので、ご留意ください。</p> |
| 3 | 指導・助言の「対面」とはWeb（オンライン）も含むか。  | <p>原則として、「対面」にはWeb（オンライン）は含みません。</p> <p>ただし、Web参加者全員との間で活発な意見交換が行われる場合や、相手との双方向のやりとりが生じる1対1の実施など、対面と同等の効果が得られる認められる場合は、Web（オンライン）等による実施も対象とします。</p>   |
| 4 | 指導・助言について、集落営農では代表者が対応すれば、構成員全員が指導・助言を受ける必要はないか。   | 代表者が対応していれば構成員全員が受ける必要はありません。なお、部会など申請者が複数集まった集団の場合は、代表者のみの対応では不可となります。   |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 5 | 第5の（3）の「後日」以降の取組（取組の分析及び資料等への活用）については、目標年度までの実施で構わないか。   | 事業実施年度内の実施をお願いします。なお、事業終了後も自主的な取組により当該取組を実施された場合は、その内容も合わせて事業評価シートを作成し、当該自主的な取組の内容も含めて事業評価を行ってください。                              |
| 6 | 要領第5に「令和8年1月7日以降の取組を支援対象とができるものとする」との記載があるが、一方で、第6実施基準の1に事業実施主体等が自己資金や国等の助成事業により実施しているもしくは実施する予定となっている又は既に完了している取組を補助対象語することは、認めないものとする。」とある。矛盾しないか。 | 令和8年1月7日以降に実施し他の助成等と重複しない取組であれば、支援対象として問題ありません。  |
| 7 | 推進費（実施要領 第5の2「施肥・防除体系の構築の推進」）を、通常出荷時に実施しているDON検査費用に充てても問題ないか。  | 本事業の推進費は「施肥・防除体系の構築」を実施するために必要な経費を対象として支援するものです。このため、一般的に出荷前の検査として行われているDON検査に要する費用については、本事業の対象には該当しません。                         |
| 8 | 額の配分以降、県内でJAへの配分を変えることは可能か。  | 配分基準に従って事業実施主体ごとの配分を行っているので、事業実施主体間で配分額を入り繰りすることはできない。ただし、額の提示後に事業実施主体を変更し、申請を行うことは可能（例：県内全てのJAが1本で申請を行う場合、単価は申請単位の範囲内で変更して構わない） |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 9  | 種子用や麦芽原料として使用される麦の面積については、収穫後に修正することで良いか。 | 種子用や麦芽原料として使用される麦については、収穫後、結果として食用に仕向けられた出荷量との比率に応じて面積を按分し、修正してください。   |
| 10 | 最初の「事業量（要望額）把握」で提出する面積から増減しても良いか。         | 種子用や麦芽原料に仕向けられる麦の面積、または営農計画書確定後の変更など、やむを得ない事情による変更は生じ得ますが、可能な限り精緻な数値で提出していただくようお願いします。なお、金額を増額することはできませんので、ご留意ください。  |
| 11 | 申請書の記載で、面積や申請金額をどのように記載すれば良いか。            | <p>申請あたっては、まず、事業の対象になる者について、R8年産の作付状況（農業者、麦種、面積）に従って申請額の積算を行っていただきます。</p> <p>なお、交付決定後に事業を実施いただき、申請時の積算根拠となった農業者が、事業実施期間中に対面での指導・助言を受けていなかった場合、その農業者の面積分は補助対象外となり、実績報告時に総額から減額されますのでご注意ください。</p> <p>申請書類本体には、実施主体への助成金の積算根拠となった面積や金額を記載頂きます。実績報告の際に、実際に助成を行った対象者、品目、対象面積、助成単価、国庫補助金額が確認できる一覧表（申請の際に作成いただいた一覧表をリバイスしてご利用ください）を別途添付頂く必要があります。</p> |
| 12 | 国産小麦・大豆供給力強化総合対策事業の生産対策の対象からなぜ大豆が外れたのか。   | <p>これまで当該事業は麦・大豆を対象として実施してきたが、今般のゲタ単価改定を踏まえ、影響の大きい麦類に支援を集中することとした。</p> <p>本事業において、施肥及び防除体系の確認並びに必要に応じた見直し等を通じて、資材価格高騰への対応や単収向上による生産費の低減を図り、産地の競争力強化を目指すものとする。</p>  |

|    |                               |  |
|----|-------------------------------|--|
| 13 | 4麦のうち小麦、二条大麦、はだか麦に支援が厚いのは何故か。 | 今般のゲタ単価改定を踏まえ、影響の大きい麦種から順次支援を行うこととした。本事業において、施肥及び防除体系の確認並びに必要に応じた見直し等を通じて、資材価格高騰への対応や単収向上による生産費の低減を図り、産地の競争力強化を目指すものとする。   |
| 14 | 令和8年産限りで4麦の生産を辞める者にも支払いをするか。  | 本事業は、近年の麦類を取り巻く課題に対応し、地域ぐるみで生産性の向上を図ることを目的として実施するものです。このため、本事業の対象は、令和8年産限りで4麦の生産を終了する場合であっても、当該生産者の取組が地域の生産性向上に資すると見込まれ、その結果やノウハウ等が産地全体で共有・活用されると判断される場合には、支払いの対象となります。  |
| 15 | 産地交付金等との重複申請は可能か。             | 国の補助事業においては、同一の取組に要する経費を複数の補助事業から支援することは二重補助となるため、認められません。一方で、本事業は、地域の課題解決に向けて施肥・防除体系等の確認・検討を行い、その結果に基づき生産者へ指導・助言を行うものであり、必要に応じて適期作業、排水対策、土づくり等についても指導・助言を行うこととなっています。このため、産地交付金と本事業の内容が完全に一致することは無いと考えています。判断に迷われる場合は、個別にご相談ください。 |